

記入例① 普通徴収（例：退職して徴収方法を本人納付の普通徴収へ変更する場合）

特別徴収義務者ごとに
指定番号を発行しています。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（提出用）

年度		1. 現年度	
特別徴収義務者 指 定 番 号		11111111	
所 属		総務部	
氏 名		御前崎太郎	
電 話		0537-85-1111 内線（ ）	
担当者 連 絡 先			
（宛 先） 御前崎市長		〒 437-1612 静岡県御前崎市池新田〇〇〇〇-〇	
フリガナ		カブシキガイシャオマエザキシ	
名称又は氏名		株式会社御前崎市	
法人番号又は 個人番号		個人番号の記に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	
給与 支 払 者 （特別徴収義務者）			
提出			
フリガナ		オマエザキ ハナコ	
氏 名		御前崎 花子	
生年月日		昭和 平成 1 年 1 月 1 日	
個人番号			
受給者番号 （任意で記入）		11111	
1月1日 現在の住所		静岡県御前崎市池新田〇〇〇〇-〇	
異動後の住所		1月1日現在の住所と違う場合記入	
特別徴収税額 （年税額）		120,000 円	
徴収済額		50,000 円	
未徴収税額 （ア）-（イ）		70,000 円	
異 動 年 月 日		8 年 10 月 31 日	
異 動 の 事 由		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休職・長欠 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 7. その他の事由・理由	
異動後の未徴収 税額の徴収方法		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）	

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を	
特別徴収義務者		分（翌月 10 日納入期限分）から	
納入するよう連絡済みです。		号 入）	
10 月末退職で 10 月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を 11 月分から普通徴収に変更する場合。		要 否 （記載）	
（ア）特別徴収税額（年税額） 120,000 円（〇年 6 月～□年 5 月分）		右から 番号を 記入	
（イ）徴収済額 50,000 円（〇年 6 月～〇年 10 月分）		1. 必要 2. 不要	
（ウ）未徴収税額 70,000 円（〇年 11 月～□年 5 月分）		記の一括徴収した税額は、	
↑ 70,000 円が普通徴収税		月分（翌月 10 日納入期限分）で	
がないため		円 納入します。	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
1. 異動が令和 8 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため			
2. 令和 9 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため			
3. 死亡による退職であるため			

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先で A 欄までの部分を記入し、勤務先に回付願います。新勤務先では、B 欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませた上で、給与所得者の 1 月 1 日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

記入例② 一括徴収（例：退職して残る徴収税額を一括して徴収・納入する場合）

特別徴収義務者ごとに
指定番号を発行しています。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（提出用）

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、勤務先に回付願います。新勤務先では、B欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませた上で、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

A 欄	(宛先) 御前崎市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 437-1612 静岡県御前崎市池新田〇〇〇〇-〇										特別徴収義務者 指定番号	11111111	
			フリガナ	カブシキガイシャオマエザキシ										担当者連絡先	所属	総務部
			名称又は氏名	株式会社御前崎市										氏名	御前崎太郎	
			法人番号又は 個人番号	個人番号の記に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載										電話	0537-85-1111 内線 ()	
	給与所得者	フリガナ	オマエザキ ハナコ										異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
		氏名	御前崎 花子													
		生年月日	昭和 平成 1 年 1 月 1 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)										
		個人番号		6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	8 年 10 月 31 日										
		受給者番号 (任意で記入)	11111													
		1月1日 現在の住所	静岡県御前崎市池新田〇〇〇〇-〇													120,000 円
異動後の住所	1月1日現在の住所と違う場合記入															

B 欄	新しい勤務先 (特別徴収義務者)	1. 特別徴収継続の場合	10月末退職で10月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を 11月分で一括して納入する場合。		
		特別徴収義務者 指定番号	〒		
		所在地			
		フリガナ			
名称又は氏名		120,000円 (〇年6月~□年5月分) 50,000円 (〇年6月~〇年10月分) 70,000円 (〇年11月~□年5月分) ↑一括徴収額 (納入額と同額)			

C 欄	理由	1 右から 番号を 記入	2. 一括徴収の場合	異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があつたため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
			2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	11 月 15 日	70,000 円	11 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	

D 欄	理由	右から 番号を 記入	3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
			2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税	
			3. 死亡による退職であるため	

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、一括徴収が基本となります。

異動があった場合は速やかに提出してください。なお、異動が決定した時点で事前に提出いただければ助かります。◎用紙として活用してください。◎特別徴収義務者指定番号とはA3「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」中の指定番号になります。必ず、記載してください。◎個人特定のために、氏名、住所と併せて、生年月日、日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は特に協力をお願いします。)

記入例③ 特別徴収の継続（例：転勤先・再就職先で引き続き徴収する場合）

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、勤務先に回付願います。徴収台帳への記入等必要な手続を済ませた上で、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

関係する給与所得者異動届出書（提出用）									
前勤務先記入欄					特別徴収義務者ごとに指定番号を発行しています。				
御前崎市長					437-1612 静岡県御前崎市池新田〇〇〇〇-〇				
令和 年 月 日 提出					特別徴収義務者指定番号 11111111				
フリガナ カブシキガイシャオマエザキシ					担当 所属 総務部				
名称又は氏名 株式会社御前崎市					氏名 御前崎太郎				
法人番号 個人番号					85-1111 内線 ()				
フリガナ オマエザキ ハナコ					異動後の未徴収税額の徴収方法				
氏名 御前崎 花子					1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）				
生年月日 昭和 平成 1 年 1 月 1 日					6 月から 11 月から 8 年 2				
個人番号					10 月まで 5 月まで 10 月 31 日				
受給者（任意で記入）					50,000 円 70,000 円				
10月末退職で10月分まで特別徴収した給与所得者が11月から新しい会社で特別徴収する					7. その他の事由・理由				

1. 特別徴収継続の場合									
新しい勤務先（特別徴収義務者）					新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を				
特別徴収義務者指定番号 22222222					11 月分（翌月 10 日納入期限分）から				
所在地 〒 437-1612 静岡県御前崎市池新田〇〇〇〇-〇					徴収し、納入するよう連絡済みです。				
フリガナ ユウゲンガイシャオマエザキシ					受給者番号（任意で記入） 22222				
名称又は氏名 有限会社御前崎市					納入書の要否（新規の場合のみ記載） 1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要				
担当 所属 経理部									
氏名 御前崎次郎									
電話 0537-85-1114 内線 ()									

左記の一括徴収した税額は、									
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

新勤務先記入欄									
- 御前崎市の指定番号をお持ちでない場合は未記入でかまいません。 - 前勤務先で記入した金額や開始月を訂正する場合、二重線を引いて修正してください。									

理由									
1. 異動が令和 8 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 9 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため									

異動があった場合は速やかに提出してください。なお、異動が決定した時点で事前に提出いただければ助かります。特別徴収義務者指定番号とは A3「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収義務者用」中の指定番号になります。必ず、記載してください。○個人特定のために、氏名、住所と併せて提出します。○一月一日から四月三十日までに退職した場合、本人の申し出がなくても一括徴収することがあります。○十二月一日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします（退職後国外へ転出する場合は特に）。